

「C.S.		1日当たり0.5gを連日投与する。		30				
備考								
1 「C.S.」とはサイクロセリンをいう。								
2 抗結核薬の投与量は、この表に掲げる成人の基準投与量を参考とし、患者の年齢、体重等の条件を考慮して決定する。								
3 この表に掲げる耐性判定薬剤濃度において結核菌が完全耐性を示す場合には、原則としてこの表に掲げる薬に従い、使用する抗結核薬の種類を変更する。ただし、TH及びC.S.については、耐性検査の成績と治療効果とが必ずしも一致しないことに留意する。								
○医師が判断する回川十日呻吟								
健康保険法の規定による療養の額の算定方法(平成大田市医師会規則第10回)の規定によれば、被用療養の額は、被用療養の額(平成大田市医師会規則第10回)の1倍を次のものと定めます。								
平成十一年十一月十六日								
○医師が判断する回川十日呻吟								
規格基準(昭和三十四年五月三十日厚生省令第10号)の規定による療養の額(平成大田市医師会規則第10回)の規定によれば、被用療養の額は、被用療養の額(平成大田市医師会規則第10回)の1倍を次のものと定めます。								
平成十一年十一月十六日								
第29部 内名用追補規格(回)								
品	規格単位	薬価	規格単位	薬価				
(あ)								
アクトス錠15	15mg 1錠	119.20	$\beta$ -BHC( $\alpha$ -BHC, $\beta$ -BHC, $\gamma$ -BHC及び $\delta$ -BHCの総和をいう。以下同じ。)	0.2ppm				
アクトス錠30	30mg 1錠	221.20	2, 4-D	0.5ppm				
アリセプト錠3mg	3mg 1錠	338.20	グアルホシネット	0.20ppm				
アリセプト錠5mg	5mg 1錠	518.70	シフルトリニン	2.0ppm				
アルギU顆粒 (せ)	1g	51.60	ジフルトリニン	5ppm				
セルセプトカプセル250 (ふ)	250mg 1カプセル	389.00	ジフルフェニカン	2.0ppm				
ファロムドライシロップ小兒用 (み)	100mg 1g	192.60	ビテルタノール	0.1ppm				
ミオカーミ内服液 品	33.3% 1mL	34.50	ビテルタノール	0.1ppm				
(み)	規格単位	薬価	規格単位	薬価				
ミオテクター 品	外用規格単位	薬価	外用規格単位	薬価				
(み)								
プロトビック軟膏0.1%	0.1% 1g	165.60	シペルメトリソル	1.0ppm				

「ベンゼンスルホニルプロピルシリカルミカゲルミニカラム (500mg) 内径 8 ~ 9 mm のボリエントレン製のカラム管にベンゼンスルホニルプロピルシリカルミカゲル500mgを充てんした」  
 もの又はこれと同等の分離特性を有するもの用いる。

「ペルオキソ二硫酸カリウム ペルオキソ二硫酸カリウム (1級) 内径 8 ~ 9 mm のボリエントレン製のカラム管にベンゼンスルホニルプロピルシリカルミカゲル500mgを充てんした」  
 もの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

3-ペンタノン 3-ペンタノン (特級)

「無水クロロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。」  
 「無水クロロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。」  

「無水フルオロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。」  
 「メチルイソブチルケトン メチルイソブチルケトン (特級)

「メチルイソブチルケトン メチルイソブチルケトン (特級)

「メチルオレンジ試液 メチルオレンジ0.1gを水100mlに溶かす。」  
 「モノエタノールアミン モノエタノールアミン (特級)

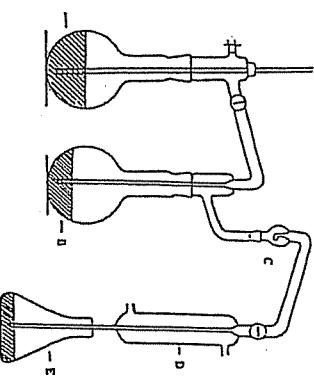
「モノエタノールアミン モノエタノールアミン (特級)

モレキュラーシーフス 天然のアルカリ金属ケイ酸ナトリウム又はアルカリ度類金属ケイ酸ナトリウム・ヨウ化カリウム・デンプン紙 ヨウ化カリウム・デンプン紙

名前、画図を省略 (3)から(4)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法、名前、画図を省略 (3)から(4)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法、名前、画図を省略 (3)の次に次のものと見べき。

(104) モリネート試験法

1. 装置  
 アルカリ熱イオン化検出器又は高感度電極・リン検出器付きガスクロマトグラフ
2. 液体
3. 標準品
4. 試験溶液の調製  
 検体を420µmの標準網ふるいを通るように粉碎した後、その50.0gを1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用) に量り振り、水40ml及び消泡用シリコン油滴を加える。別に1,000ml



「ペルオキソ二硫酸カリウム ペルオキソ二硫酸カリウム (1級) 内径 8 ~ 9 mm のボリエントレン製のカラム管にベンゼンスルホニルプロピルシリカルミカゲルミニカラム (500mg) 内径 8 ~ 9 mm のボリエントレン製のカラム管にベンゼンスルホニルプロピルシリカルミカゲルミニカラム (500mg) を充てんした」  
 もの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。」  
 「3-ペンタノン 3-ペンタノン (特級)

純度99%以上の試薬を用いる。

「無水クロロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。」  
 「無水フルオロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。」  

「メチルイソブチルケトン メチルイソブチルケトン (特級)

「メチルイソブチルケトン メチルイソブチルケトン (特級)

「メチルオレンジ試液 メチルオレンジ0.1gを水100mlに溶かす。」  
 「モノエタノールアミン モノエタノールアミン (特級)

モレキュラーシーフス 天然のアルカリ金属ケイ酸ナトリウム又はアルカリ度類金属ケイ酸ナトリウム・ヨウ化カリウム・デンプン紙 ヨウ化カリウム・デンプン紙

名前、画図を省略 (3)から(4)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法、名前、画図を省略 (3)から(4)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法、名前、画図を省略 (3)の次に次のものと見べき。

(104) モリネート試験法

1. 装置  
 アルカリ熱イオン化検出器又は高感度電極・リン検出器付きガスクロマトグラフ
2. 液体
3. 標準品
4. 試験溶液の調製  
 検体を420µmの標準網ふるいを通るように粉碎した後、その50.0gを1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用) に量り振り、水40ml及び消泡用シリコン油滴を加える。別に1,000ml

丸底フラスコ (水蒸気発生用) に水1,000mlを入れる。1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用) を加熱しながら、1,000ml丸底フラスコ (水蒸気発生用) を加熱して、500mlの三角フラスコ中の留出液が200mlになるまで水蒸気蒸留する。蒸留が40分間で終了するよう加熱強度を調節する。留出液を500mlの分液漏斗に移す。これに1mol/L塩酸1ml、塩化ナトリウム20g及びn-ヘキサン50mlを加え、振とう機を用いて5分間強しく振り混ぜた後、静置し、n-ヘキサン層を300mlの三角フラスコに移す。水槽にn-ヘキサン50mlを加え、上記と同様に操作して、n-ヘキサン層を300mlの三角フラスコに合わせる。これに適量の無水硫酸ナトリウムを加え、時々振り混せながら15分間放置した後、すり合せ減圧濃縮器中に入れる。n-ヘキサン10mlを用いて300mlの三角フラスコを洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗う操作を2回繰り返す。回洗液をその減圧濃縮器中に合わせ、アセトン及びジエチレンギコールの混液 (49:1) 0.5mlを加え、40°以下で大部分のn-ヘキサンを除去する。この残留物にアセトンを加えて溶かし、正確に4mlとして、これを試験溶液とする。

## 5. 操作法

### a. 定性試験

次の操作条件で試験を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。

#### 操作条件

カラム 内径0.53mm、長さ30mのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用5%フェニル-メチルシリコンを1.5cmの厚さでコーティングしたもの。

カラム温度 180°~8分間保持し、その後毎分12°で昇温する。220°に到達後、7分間保持する。

試験溶液注入温度 220°

検出器 230°で操作する。

ガス流量 キャリヤーガスとしてヘリウムを用いる。モリネートが4~7分で流出する流速に調整する。空気及び水素の流量を至適条件に調整する。

#### b. 定量試験

a 定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果に基づき、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

#### c. 確認試験

a 定性試験と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

b 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

c 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

d 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

e 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

f 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

g 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

h 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

i 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

j 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

k 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

l 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

m 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

n 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

o 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

p 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

q 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

r 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。

s 試験結果と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じ、ピーク面積又はピーク面積法により定量を行う。